

適用上に於て満足なる成績を挙げつゝあると認められるのである。

（註一）（以上）

（註一）自動車取締令施行規則（縣令）拔萃

依是觀是營業免許に當り其の事業の成否に付充分の調査をなし而して適當な限度に課定することは負擔金の徵收比較的容易にして夫れに依つて道路の維持修繕が行き届き却て自動車業者の利益であり將又縣民の負擔を輕減する所以

第一條自動車ハ同一車體ノモノニ二輛以上併行シ得ル道路ニアラザレバ通行スルコトヲ得ズ

但シ土地ノ狀況ニ依リ特ニ許可ヲ受ケ又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タル場合ハ此ノ限ニアラス

道路法が實施せらるゝまで

道路改良會囑託　淺香小兵衛

緒言

道路法は、第四十一回帝國議會（註一）の協賛を經て大正八年四月十一日法律第五十八號を以て公布せられ、同年十一月四日勅令第四百五十九號を以て、大正九年四月一日よ

り之を施行せられたのであるが、顧みれば彼の明治二十二年公共道路條例の起案以來本法の制定を見る迄三十有餘年を經漸く其の成立を見たものであつて、之が公布後實施に至る迄の約一ヶ年間、所謂施行準備時代に於ける關係當局の苦心と努力とは想像に餘りある、また其の效績は永久に

没すべきからざるものと信する。

〔註一〕 道路法案は、政府提出法律案として大正八年一月三十日(木曜日)に衆議院に提出せられ二月一日(土曜日)に議題に上り二十七名の委員附託となり、廣岡宇一郎之が委員長となりて前後七回に亘り特別委員會を開催し三四の改正を爲して原案を可決し、之を二月二十五日の衆議院本會議に上程可決せられ、同日貴族院に送付せられた。

貴族院に於ては三月一日(土曜日)の議題に上り、十五名の委員附託となり、林博太郎之が特別委員長となり三月四日より三月十九日迄數回委員會を開催したる結果、衆議院の修正案の通り可決し、三月二十一日(金曜日)の貴族院本會議に於て特別委員長報告通り可決確定した。

本法案に對する衆議院特別委員長は、三月二十五日衆議院本會議に於て委員會の報告を爲すに當り、「政府に於ては道路會議を設けて國道の認定或は新設改築等に付之に諮問すべきものである」との要求あり(註二)。衆議院は特別委員長報告通り之を可決し、貴族院特別委員長も亦委員會の報告に衆議院が可決したる通り「調査機關として道路會議なる機關の成立すべきを是認し」三月二十一日の貴族院本

會議亦夫れの如く可決した。(註三)仍て政府は其の意見を容れ道路會議を設置したのである。

斯くして道路會議は内務大臣の諮問機關として道路に關する重要事項を調査審議し政府當局に意見を答申し道路法の實施に資したのであるから、本稿の目的は主として道路會議の爲した調査の範圍、研究に關する經過を瞭かにし其の結果を記述せば足るのである。

〔註二〕 衆議院本會議に於ける廣岡委員長の報告抜萃

(前略)若夫れ國道に至りましては、一國道路の主幹でありまして、運輸交通は云ふに及ばず、一般文明の進歩に於きましても、最も重大なる關係を有して居るのでありますからして殊に國道の或部分に於ては、其經費は國庫の負擔に歸するのであつて、其認定若くは指定の如何に依りましては、一國財政上にも重大なる關係を有するのであります、之が單に主務大臣の自由なる裁量に一任すると云ふことは、道路の政策を輕視する處あるのみならず、大臣の交代毎に其方針が變ると云ふことがありましては、種々の障害を其間に來す虞があることを信じまして、茲に同じく一の機關を設けて、認定並に指定期間に付て圓滿なる處置を執るのが相當であらう、其

機關は現在の鐵道會議に準じまして、道路會議と云ふものを設け、之に諮詢を致しまして、以て國道の新設並に修繕に關して主務大臣の認定を助けると言ふことにしたら宜からう。併し是等の事柄を本法に規定することは却て錯雜を來しますので、政府にして若し之に同意するならば、之を命令に譲つて、別の規定を以て是等の希望を達したいと言ふ、斯う云ふ委員會の希望でありまして政府の意思を認めましたところ、政府は之に對しても全然同意を表しまして、必ず別の法令を以て是等の規定をなすべきことを言明されましたので、委員會は政府の言明を諒と致しまして本法に對しては修正を施さず、別に法令を以て之を定むべき事を確信いたしました、本法は此儘可決いたしました次第であります。(以下略)

〔註三〕 貴族院本會議に於ける林特別委員長の報告抜萃
(前略)尙ほ調査機關と致しまして道路會議と云ふものを起して、さうして適當に法の運用を圖り道路の改善を期すると云ふことに相成るのであります。(以下略)

道路會議の成立

政府は前述の如く帝國議會の意見を容れ、大正八年六月十一日勅令第二百八十一號を以て「道路會議官制」を公布

治
讀

し(註四) 八月十五日之が委員を任命した。(註五) 紛に於て愈々其の成立を見たのである。(八月二十一日及九月十一日に委員を追加した。)

〔註四〕 道路會議官制

大正八年六月十一日公布
勅令第二百八十一號

第一條 道路會議ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ應シ道路

二關シ重要ナル事項ヲ調査審議ス

第二條 道路會議ハ前項ノ事項ニ付内務大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 議長ハ臨時議員ヲ置クコトヲ得

前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時議員ヲ置クコトヲ得

第四條 議長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

議員及臨時議員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ

内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條 議長ハ議事ヲ整理シ會務ヲ總理ス

議長事故アルトキハ内務大臣ノ指名シタル議員其ノ職務ヲ代
理ス

第六條 道路會議ニ幹事ヲ置ク内務省高等官ノ中ヨリ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ議長ヲ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 道路會議二書記ヲ置ク内務省別任官ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ク庶務ニ從事ス

第七條 明治四十四年勅令第百六十一號ハ道路會議議員臨時議員ノ旅費支給ニ關シ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(参照)

明治四十四年五月十七日公布勅令第百六十一號ハ港灣調査會

等ノ會長委員及臨時委員旅費支給ノ件ナリ

(註五) 議員 鐵道院副總裁工學博士 石丸重美

内務次官 小橋一太 内務省地方局長 添田敬一郎

内務省土木局長 堀田貢 内務技監工學博士 原田貞介

大藏次官 神野勝之助 大藏省主計局長 西野元

大藏省主稅局長 松本重威 陸軍次官 山梨半造

陸軍工兵大佐 宮原國雄 海軍次官 栃内曾次郎

海軍少將 中里重次 農商務次官 大塚勝太郎

遞信次官 秦 豊助 正四位勳四等子爵 伊東祐弘

從三位勳等工學博士 古市公威正四位勳三等工學博士石黒五十二

正三位勳一等功二級男爵山根武亮 從四位勳一等 菅原通敬

正四等勳四等伯爵 林 博太郎 正四位勳二等 坂本彰之助

内務省參事官	佐上信一	内務技師	牧 彦七
追加議員陸軍少將	岸本庵太郎	正四位勳二等	山之内一次
遞信省通信局長	米田奈良吉		
臨時議員			
内務技師工學博士	近藤虎五郎		
上埜安太郎	勳三等	上埜安太郎	勳四等 廣岡宇一郎
磯部尙	勳四等	佐々木正藏	勳四等 戸井嘉作
從七位勳六等	石川玄三	肥田景之	大口喜六

第一回の道路會議開會

當時政府に於ては、道路法は大正九年四月一日より之を施行するの意見なりしと、其の他朝野共に之を希望せしを以て萬難を排し着々準備を進め、之が爲には先以て道路會議の開會を促進することとし其の第一回を同年八月二十二日(金曜日)に開會したが、當日は臨時議員の米田遞信省通信局長を除く外、全議員の出席を見た。

當日の議事事項は道路會議議事規則を始め、諸問案として道路法施行令案以下十一件に及んだ。(註六)

(註六) 大正八年八月二十二日道路會議議事事項

道路會議議事規則

内務大臣の諮問案

諮詢一 道路法施行令案

諮詢二 道路法第七條ニ依ル準用ノ勅令案

諮詢三 同第十七條但書ニ依ル市ノ指定ノ勅令案

諮詢四 同第十八條ノ管理者ニ關スル勅令案

諮詢五 北海道ノ特別ノ定ニ關スル勅令案

諮詢六 道路臺帳ニ關スル省令案

諮詢七 道路構造令案

諮詢八 街路構造令案

諮詢九 國道路線ノ認定ニ關スル件

諮詢十 國道ノ改善ニ關スル件

諮詢十一 府縣道以下ノ道路ノ改善ニ關スル件

諮詢十二 道路ノ使用ニ關スル件

會議劈頭床次内務大臣は、本會議設置の趣旨並希望に付

大要左の挨拶をした。

道路は經濟上社會上及行政上、其の關係する所極めて廣汎でありますに依て、道路法の施行並に道路の改良計畫に關する

事項に就きましては、關係各方面の代表者を集めて、之を調査

審議致し能く其の希望要求を調和して施行致すと云ふことが、極めて緊要であると考へたのであります、依て茲に此の會議を設置致されるやうな次第になつたのであります。從て道路法施行に關する主なる命令案は勿論國道路線の認定道路改善の方針

及方法等苟も事の重大なるものは、總て之を各役の審議に俟て決定しようと思ふのであります、今や各經濟の情勢は一新致しまして、物資の集散益々繁劇を加へ、同時に高速力の交通機關

發達を致しまして、道路の利用益々盛ならんとする有様であります、何卒此の趨勢を斟酌せられまして、此度御配付致した各

提案に就きましては、慎重に御審議あらんことを希望致します

引續き議事に移り、道路會議議事規則は豫め幹事に於て作製したる草案を議案として協議したる結果之を可決した

諮詢案に付ては、先以て第一號に付大體の質疑を爲し逐次進行の豫定の所、第一號の大體質問終了後、廣岡議員の提議に依り議長は第二號以下全部を一括附議して議事を進

め、結局阪本議員の動議に依り諮詢案全部を特別委員に附託すること、委員の指名其他は議長に一任すること、爲したるを以て、議長は之を左の如く決定した。

委員)

阪本議員 林議員 佐々木議員 肥田議員 山之内議員

犬塚議員 機部議員

2 諮問案第六號より第八號迄及第十二號を左記九名に附託

(第二部特別委員)

菅原議員 秦議員 池田議員 石黒議員 岸本議員 近藤

議員 宮原議員 大口議員 上塙議員

3 諮問案第九號より第十一號迄を左記十二名に附託(第三部

特別委員)

石丸議員 伊東議員 廣岡議員 山梨議員 戸井議員 中

里議員 西野議員 石川議員 松本議員 古市議員 添田

議員

以上の各特別委員は各部とも一齊に八月二十六日より會合の上各特別委員長を推薦し引續き第一部三回、第二部十

四回、第三部十回に亘りて委員會を開催し、關係當局の責

任者の出席を求め、極めて熱心に慎重審議し原案を修正又は其の儘可決することに決定したのであるが、之等の各特別委員會の議事及經過を記述するは徒に繁雑に流るゝ嫌あるを以て之を省略する。

第二回の道路會議開會

諮詢案中第一號道路法施行令案外四件の特別委員會は終了したので之を報告する爲九月三日(水曜日)第二回道路會議を開會した。

當日は石丸議員外二十五名出席し、山之内委員長の報告を議題とした。而て委員長報告に對し秦議員は、施行令第一條第二條の次に「道路ノ新築改築及變更カ道路ヲ占用スル國ノ事業ニ關係アルトキハ道路管理者ハ當該官廳ニ之ヲ協議スヘシ」と挿入すべきを主張したるも賛成者無く結局特別委員長報告通り可決確定した。

第三回の道路會議開會

諮詢案第六號道路臺帳に關する省令案以下全部に亘る特別委員會の委員長報告を議題として、十一月七日(金曜日)第三回道路會議を開會した。

當日は阪本議員外二十四名出席し、諮詢案第六號より第

八號迄及第十二號は石黒特別委員長報告通り可決したるの

外殊に第十二號に付ては巨細に亘る答申案(註八)を確定し

同第九號より第十一號は古市特別委員長代理伊東議員より

報告し就中第十號及第十一號に付ては極めて詳細なる答申

(註七)を爲したるを可決確定した。併し是等道路政策に關

する根本問題を確定したるも之が實現を圖らざれば折角の
意見も徒に畫餅に終るとの意見多數を占めたるを以て同特

別委員會は之に附帶して、國道並府縣道以下の道路改善に

關し、内務大臣に建議すること爲り(註九)是も亦全會一致を以て決定した。

〔註七〕 読問案第十號及第十一號に對する答申書

國道ノ改善ニ關スル件

一 改修ノ順序

I 全國交通ノ大幹線タル國道中先づ重要都市ヲ連絡スルモノヲ

改修スルコト

2 重要都市ノ内外ヲ連絡スル國道ハ大幹線ニ非スト雖前記重要

都市ヲ連絡スル國道ト相俟テ之ヲ改修スルコト

3 軍事上其ノ他ノ事由ニ依リ特ニ急ニ要スル國道ノ改修ハ前二

項ニ準スルコト

4 全國國道ノ橋梁ノ架設及險路ノ改修ハ前三項ニ拘ラス可成急
速ニ遂行スルコト

5 漸次其ノ他ノ國道ヲ改修スルコト

二 國庫補助ノ順序及補助歩合

1 國庫補助ノ順序ハ改修ノ順序ニ從フコト

2 補助歩合ハ工費三分一ナ以テ原則トシ特別ノ事由アル場合ニ
限リ四分三迄補助スルコト但シ特ニ工費ノ負擔ヲ爲ス者アル場
合ニハ内務大臣其ノ補助ノ歩合ヲ斟酌スルコト

三 改修ノ幅員

1 重要都市内及其ノ境界ヨリ約五里以内ハ幅員六間以上トシ適

宜交通ノ現狀並將來ニ照シ其ノ路幅ヲ決定シ其ノ他重要都市ヲ
連絡スルモノハ幅員五間以上トシ實際ノ狀況ニ依リ其ノ路幅ヲ
決定スルコト

決定スルコト

2 其ノ他ノ國道ハ大體ニ於テ幅員四間トスルコト

3 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道ハ其ノ必要ニ應シ前二項ニ
拘ラス其ノ路幅ヲ決定スルコト

四 改修ノ財源

1 國道ノ改修(特別ノ事由アル場合ニ於ケル府縣道ノ改修ヲ含

ム)ニ對シ國庫ヨリ毎年度平均約七百萬圓ヲ支出スルコト

2 國庫財政上ノ狀況ニ依リ租稅收入ヲ以テ前記ノ支出ヲ辨シ難

某場合ハ公債ヲ起シテ之ヲ遂行スルコト

3 不用官有地ヲ道路改修費ヲ負擔スル公共團體ニ下付シテ國庫

補助ニ代フルノ途ヲ開クコト

4 地方ノ財源トシテ道路ニ關係アル特別稅ヲ認ムルコト

5 地方稅制限ニ關スル法律第五條第三號ヲ改正シ道路改修ノ爲

費用ヲ要スル場合ニ於テ制限外課稅ヲ認ムルコト

6 地方財政ノ狀況ニ依リ租稅收入ヲ以テ國道改修費ヲ辨シ難キ

場合ハ地方債ノ發行ヲ認ムルコト

7 前記地方債ニ對シ可成低利資金ヲ供給スルコト

8 低利資金ノ供給ニテ十分地方債ニ應シ能ハサル場合ハ當該公

共團體ノ小額債券ノ發行ヲ認ムルコト

五 改修ノ期問

三十箇年ヲ適當ト認ム

〔理由〕 國道ノ改善ニ關スル件

改修ノ順序

一 東京ヨリ西シテ鹿児島ニ達シ東シテ青森ニ達スル國道ノ如キ

ハ全國交通ノ大幹線ナルカ故ニ先ツ其ノ改修ヲ完成スルノ必要

アルハ勿論ナリト雖就中其ノ路線中ニ介在スル重要都市ヲ連絡

スル區間ハ特ニ交通繁劇ニシテ高速重量車輛ノ使用將來益增加

セントスルノ趨勢アルヲ以テ第一著トシテ其ノ區間ヲ改修スル

ノ必要アリ而シテ茲ニ所謂重要都市ノ標準ハ現今交通ノ實狀ニ

國廣補助ノ順序及補助歩合

一 將來道路改良ノ機運勃興シ全國競フテ其ノ改修ヲ計畫スルノ

時期ニ際會セハ國庫補助ノ順序ヲ定メ選擇補助ヲ爲スノ必要ア

ルヘシト雖當分ハ改修ノ順序ニ伴ハシムルヲ適當トスヘシ

一 國道ハ全國交通ノ幹線ニシテ本來其ノ費用ハ國庫ノ負擔ニ屬

スヘキ性質ノモナムモ道路法ニ於テハ特ニ規定スル場合ノ外

ハ當該公共團體ノ負擔ト爲シ之ニ國庫ヨリ補助ヲ爲スノ制度ヲ

採用シタルカ爲補助ノ歩合ハ今日既ニ採用シツツアル二分一ヲ

照シ人口十萬内外ヲ以テ其ノ限界ト爲スコト穩當ナラン

一 重要都市ノ内外ヲ連絡スル國道ハ其都市ヲ中心トシテ日夕出

入スル人馬諸車交通ノ要路ニ當ルヲ以テ全國交通ノ大幹線ニ非

スト雖其ノ利用ノ程度ニ於テハ前記國道ト相擇フ所ナキ力故ニ

是亦前者ト相俟テ之ヲ改修スルノ必要アリ

一 國道中ニハ軍事上ノ必要ニ依リ又ハ經濟上其ノ他ノ事由ニ依

リ急速改修ヲ爲スノ必要アルモノ少カラサルヘキヲ以テ是等ハ

何レモ前述ノ國道ニ準シ之ヲ改修スルノ必要アリ

一 國道中ニ渡船賃取橋又ハ險路等ノ存スルハ交通上支障少カ

ラサルヲ以テ國道橋ノ架設又ハ險路ノ改修ハ可成速ニ之ヲ施行

シテ此ノ障礙ヲ除去スルノ必要アリ

一 前述セル各國道ノ改修ニ次キ漸次其ノ他ノ國道ノ改修ヲ施行

スヘキモノトス

原則トスルノ例ヲ踏襲スルヲ適當トスヘシ唯特別ノ事由アル場合
例之一府縣ニ於テ數箇ノ橋梁ヲ架設スルカ又ハ數箇ノ険路ヲ
改修スルカ爲多額ノ經費ヲ要シ又ハ軍事上ノ關係ヨリ其ノ地方
ノ必要トスル以上ニ之ガ擴築ヲ爲サシムル等特殊ノ事由アル場
合ニ於テハ其ノ補助ノ定率ヲ増加スルノ必要アルヲ以テ最高限
度ハ四分三位ニ定メ置クコト妥當ナルヘシ而シテ道路ノ改修ニ
付軌道業者等ナシテ其ノ擴築費ヲ負擔セシムル場合アルヲ以テ
斯ル場合ニ於ケル改修費ノ補助ニ付テハ補助ヲ爲ス官廳ニ於テ
其ノ補助額ノ査定ニ際シ相當斟酌ヲ加フヘキハ勿論ナリ

改修ノ幅員

一 重要都市内ノ国道及其实ノ都市ノ勢力範囲ニ屬スル區域内ニ存

スル國道ハ交通上其ノ利用率最モ大ナルヲ常トスルカ故ニ其ノ
幅員ハ相當之ヲ擴大スルノ必要アリ而シテ其ノ勢力範囲ノ區域
ヲ幾里ト爲スヘキヤハ問題ノ存スル所ナルモ高車輛ノ使
用狀態ニ鑑ミ重要都市ノ境界外五里以内ノ地ハ早晚重要都市ト
同一ノ交通狀態ヲ呈スルニ至ルヘキヲ以テ之ヲ其ノ範囲ト爲ス
ナ相當トスヘシ殊ニ東京横濱間ノ如キハ現在國道ノ改修完成セ
ハ自動車及貨物車ノ來往ハ今日三數倍スルコト疑チ容レサルナ
リ而シテ其ノ改修幅員ハ東京横濱間ノ如キハ大體之ヲ十間以下
トナスナ適當トスルモ一般重要都市ニ通スル原則トシテハ高速
重量車輛ノ來往頻繁ナルモ尙他ノ交通ニ支障ナキ程度ヲ最下限

改修ノ財源

一 國道ノ改修ニ付テハ一面國庫ヨリ相當ノ補助ヲ與フルト共ニ

幅員ハ相當之ヲ擴大スルノ必要アリ而シテ其ノ勢力範囲ノ區域
ニ面改修ノ費用ヲ負擔スル地方公共團體ノ課稅ニ關スル制限ヲ
緩和スルノ必要アルヘク又之ト同時ニ斯如キ恒久のノ大事業ニ
對シテハ地方公共團體ニ於テ相當長期公債ノ發行ヲ認ムル等臨
機ノ處置ヲ採ルノ必要アリ若シ地方公共團體ノ財源ニ關シ特ニ
考慮スル所ナクシハ道路改修ノ事業ハ到底之ヲ期シ難カルヘシ
國道ノ延長約二千里其ノ幅員ヲ平約五間トシ橋梁隧道ヲ永久
的ノモノタリシメ勾配屈曲ヲ道路構造令規定ノ範圍内ニ改修ハ
ルトキハ工費總額約三億壹千萬圓ヲ要ス而シテ之ニ對スル國庫
補助ハ(工費ノ二分一ヲ原則トシ橋梁隧道ニ限リ三分二補助)

トシ大體其ノ幅員ヲ六間以上トナストキハ其ノ目的ニ副フコト
ナ得ヘシ尤モ之カ決定ニ際シテハ道路改良ニ伴フ交通發達ノ將
來ヲ考慮スルノ必要アリ

一 其ノ他重要都市相互ニ連絡スル國道ハ前記區間ノ如ク高速重
量車輛ノ來往頻繁ナラサルヲ以テ幅員ハ之ヲ五間迄縮少シ得ル
場合多カルヘキモ其ノ決定ニ際シテハ交通ノ實況ヲ斟酌スルノ
必要アリ而シテ其ノ他ノ國道ニ至リテハ大體幅員四間トセハ交
通上支障ナカルヘシ

一 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道ハ其ノ必要ニ應シテ路幅ヲ 決定スルノ外ナキヲ以テ豫メ原則ヲ定ムルコト能ハサルヘシ

壹億六千七百五拾萬圓ナリ

的ニ之ヲ考慮セハ敢テ絶無ニ非サルヘシ

三一二

主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道ノ延長約七十里其ノ幅員ヲ平均四間其ノ他ハ府縣道ノ規格ニ適セシメ改修スルモノトシ工費總額約六百八拾萬圓ヲ要ス府縣道中軍事上其ノ他特殊ノ事由ニ依リ國家的見地ニ基キ其ノ新設改築ヲ必要トスルモノ約四百里之ヲ前記軍事國道下同一規格ニ改修スルトキハ工費總額四千五百萬圓ヲ要ス而シテ之ニ對スル國庫補助ハ(工費ノ三分一)原則トシ橋梁隧道ニ付テハ工費ノ二分一補助)壹千七百萬圓ナリ以上三口ヲ合計スルトキハ國庫ノ負擔スヘキ總額ハ壹億九千百參拾萬圓トナルナ以テ此ノ大事業ヲ三十箇年ニ完成セントセハ毎年度支出額ノ平均約七百萬圓ヲ要ス

前項ノ支出額ハ租稅收入ニ依リ支辨スルヲ原則トスヘキハ勿論ナリト雖道路ノ改修一度完成セハ爾後ニ於テハ費用ナ要スルコト多カラサルノナミラス道路ノ改修ハ產業ノ發展ニ民力ノ涵養ニ至大ノ效果ヲ齎スヘキニ依リ國庫財政上ノ狀況ニ依リテハ公債ヲ起シテ事業ノ遂行ヲ計リ國民ノ負擔ヲ後日ニ譲ルトスルモ敢テ不可ナカムヘシ

改修ノ期間

國庫補助ニ代ヘ不用官有地ヲ國道改修ノ費用ヲ負擔スル地方公共團體ニ下付スルモ亦一便法タルナ失ハス現ニ東京市ノ市區改正事業ノ補助トシテ不用官有地ヲ下付セルノ例アリ

道路ニ關係アル租稅ハ全國ニ共通スル良稅ナキカ如キモ地方

道路改修ノ進度ハ國民ノ生活ニ反映シ延イテ一國ノ經濟上社會上行政上ニ影響スル所甚大ナルナ以テ可成速ニ之ヲ完成スルノ必要アルモ一面國家財政ノ狀況ヲ斟酌スルノ要アルト同時ニ他面地方財政ノ狀況ヲ考慮セサル可カラス然レトモ現今最も進歩シタル構造ニ依ルモ道路ノ命數ハ略三十年ヲ限度トスヘキカ故ニ三十年ヲ其ノ期間トシテ之ヲ改修ヲ完了スルノ必要アリ

一 地方稅制限ニ關スル法律ハ其ノ第五條ニ於テ水利ノ爲必要アルヲ以テ同シク永久ノ利益ヲ伴フヘキ道路ノ改修ニ關シ同一規定ナ設ケルハ敢テ不可ナカルヘキカ故ニ同條第二項第三號ノ規定ナ「道路改修又ハ水利ノ爲」ト改正シ道路ノ改修ニ付相當ノ財源ヲ與フルノ必要アルヘシ

一 道路改修費支辨ノ爲ニ府縣債其ノ他ノ地方債ヲ認タル例少カラス又地方債ニ對シ低利資金ヲ供給シテ間接ニ事業ヲ助成セルコト多シ而シテ國道改修等ノ如キ大事業ヲ遂行ニ付テハ尙一層是等ノ方法ニ依ル必要アルヘシ又公共團體ノ起債ニ關シ道路債券ノ如キ小額債券ノ發行ヲ認ムルハ起債ヲ容易ナラシムル一方法タリ殊ニ地方民ノ公共心ニ訴ヘ一地方ヲ限り小額債券ヲ發行スルトキハ相當ノ效果ヲ收ムルコトヲ得ヘシ

府縣道以下道路ノ改善ニ關スル件

一 國庫ヨリ補助スヘキ道路及補助ノ步合

第一 國庫ヨリ補助スヘキ道路ハ左記各項ニ該當スルモノニ限ル

コト

1 軍事上ノ必要ヨリ新設改築ヲ爲サシムル道路

2 其ノ他特殊ノ必要アル爲新設改築ヲ爲サシムル道路

3 府縣ニ於テ架橋又ハ隧道築造ノ爲多額ノ工費ヲ要シ其ノ府

縣ノ負擔ニ堪ヘスト認ムルトキ

4 一定ノ計畫ニ基キ新設改築スル大都市内ノ道路

第二 補助ノ歩合

補助ノ歩合ハ三分一ヲ原則トシ軍事上ノ必要ヨリ新設改築スル

場合ニ於テハ之ヲ三分二迄ト爲スコト但シ特ニ工費ノ負擔ヲ爲ス者アル場合ニハ内務大臣其ノ補助ノ歩合ヲ斟酌スルコト

二 上級團體ノ補助

1 新設改築ニ對スル補助ヲ認ムルコト

2 補助ノ條件

イ 一定ノ計畫ニ基キ新設改築スルモノニ限ルコト

ロ 補助ノ歩合ハ二分一以内トスルコト但シ當該公共團體ノ負

トスヘシ

3 擔ニ堪ヘスト認ムル場合ニ於テハ三分ニ迄ト爲スコト

三 維持修繕ノ費用ヲ認ムル程度

修路工夫設置ノ費用ニ對シテハ三分一以内ノ補助ヲ認ムルコト

三 其ノ他改修ノ財源

1 國道改修費ノ財源トシテ記載シタル第四號乃至第七號ハ府縣

道以下ノ道路改修費ノ財源トシテモ之ヲ認ムルコト

2 府縣及大都市ニ限り前記地方債ノ爲小額債券ノ發行ヲ認ムル

(理由) 國庫ヨリ補助スヘキ道路及補助ノ步合

一 府縣道以下ノ道路ニアリテハ其ノ費用ハ當該公共團體ノ負擔
トシ國庫ヨリ補助ヲ與ヘサルヲ原則トスルモ軍事上其ノ他特殊
ノ事由ニヨリ國家的ノ見地ニ基キ其ノ新設改築ヲ爲サシムル道

路ニ對シテハ國庫ヨリ相當ノ補助ヲ爲スヲ至當トスヘシ

一 府縣道ノ架橋又ハ隧道築造ノ如キ多額ノ工費ヲ要シ其ノ
府縣ノ負擔ニ耐ヘサルトキハ國家ハ相當之ヲ助成スルノ必要ア
リ大都市ノ道路ニシテ一定ノ計畫ニ基キ新設改築スルモノノ如
キ亦然リ

一 補助ノ歩合ハ府縣道以下ノ道路ハ國道ト其ノ性質職能ヲ異ニ
スルヲ以テ國道ニ對スル補助ノ歩合ニ比シ相當低減スルヲ至當
警告セリ其ノ訓令ニ依レハ下級團體ノ支辨ニ屬スル里道ニ對ス

ル補助ハ新設改築ノ場合ニ限り其ノ歩合ハ二分一以内ニ限レリ
而シテ該訓令ハ土木費ノ負擔所屬區分ノ明瞭ヲ缺キタル當時ニ
在リテハ誠ニ時弊ニ適中セルモノナリシト雖今ヤ道路法新ニ成
リテ費用ノ負擔區分明カトナリ又大ニ地方道路ノ改修ヲ促進セ
ントスル今日ニ於テハ其ノ制限ノ範囲ヲ緩和シ新設改築ニ付テ
ハ其ノ費用ノ負擔ニ耐ヘサル公共團體ニ對シ一定ノ計畫ニ基キ
チ爲ス道路費ノ三分二迄ノ補助ヲ認ムルモ敢テ弊害ヲ生スルノ
虞ナカルヘク又道路ノ維持修繕ノ爲修路工夫ヲ設置スルハ道路
管理上最モ必要ナル事項ナルヲ以テ其設置ニ要スル費用ノ三分
一以内ノ維持修繕費ノ補助ヲ認ムルハ亦不可ナカルヘシ

其他改修ノ財源

一 國道改修ノ財源トシテ前ニ陳述セル所ハ概ネ府縣道以下道路
改修ノ財源ニモ之ヲ適用スルコトヲ得ヘシ但シ小額債券ノ發行
ニ付テハ相當取扱費ヲ要スルノミナラス其ノ數多キニ過ケルト
キハ却ツテ好果ナ收メ能ハサルノ虞アルヲ以テ府縣及大都市ニ
限ルヲ適當トスヘシ

(註八) 訪問案第十二號に對する答申書

道路ノ使用ニ關スル件

一 道路上ニ敷設スル軌道ニ關スル件

イ 軌道ノ敷設特許ニ關シ道路管理者ヲ關與セシムル程度
軌道敷設特許分ニ當リテハ軌道敷設其ノモノニ關シ道路管理

者ノ意見ヲ徵スルコト此ノ場合ニ於テ軌道敷設ノ爲道路ノ新設
改築ヲ要スルモノナルトキハ道路管理者ノ意見ヲ決定スルニ
付道路ニ關スル費用ヲ負擔スル當該公共團體ノ意見ヲ參酌スル
コト

口 軌道ノ工事及維持ニ關シ道路管理者ヲ關與セシムル程度

(1) 工事施行

(イ) 軌道工事方法ヲ認可スルニ當リ道路工事ニ關係ヲ有ハル
モノハ道路管理者ノ意見ヲ徵シ處分スルコト

(ロ) 軌道敷設ノ爲道路ノ新設改築ヲ要スル場合ニ於ケル道路
工事ハ特別ノ事由アルトキ起業者ノ認可ヲ受ケタル工事方法
ニ依リ起業者ノ負擔ニ於テ道路管理者其ノ全部又ハ一部ヲ執

行スルコトヲ得ルノ途ヲ設ケルコト此ノ場合ニ於テ管理者ノ
執行スヘキ道路工事ノ範囲並費用ハ當事者間ノ協議ニ依ル協
議調ハサルトキハ國道府縣道(道路法第十七條但)
内務大臣其ノ道路ニ在リテハ地方長官之ヲ決定スルコト
道路ノ維持修繕。

(2)

軌道ヲ敷設セル道路ノ維持修繕ハ地方長官必要ト認ムル場合ニ
於テハ總テ道路管理者ニ於テ之ヲ執行スルコトヲ得ルノ途ヲ設
ケルコト其ノ費用分擔ノ方法ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハ

サルトキハ國道府縣道(道路法第十七條但)
書ノ場合ヲ除クニ在リテハ内務大臣
其ノ他ノ道路ニ在リテハ地方長官之ヲ決定スルコト

八 軌道敷設ニ對する道路占用料ヲ徵收スル可否

軌道敷設ノ占用料ハ起業者相當額ノ新設改築費ヲ負擔セサル道

路ニ限り之ヲ徵收スルコト但シ其ノ徵否ニ付テハ軌道ノ營業狀

態ヲ斟酌スルコト

道路管理者ハ勿論道路費用ヲ負擔スル公共團體ハ何等ノ名義ヲ

以テスルモ軌道敷設其ノ他道路ノ占用ヲ理由トシテ所謂報償契

約ヲ締結シ得サルコト

二 道路上ニ建設スル電柱其ノ他ニ關スル件

イ 大都市内ノ電信線電話線等ハ可成之ヲ地下式ニ改ムルコト

ロ 電信線電話線等ハ相互添架ノ方法ヲ講シ可成道路上ニ建設スル

電柱ノ數ヲ減スルコト

ハ 道路上ニ電柱ヲ建設スル場合ニ於テハ別紙要項ニ準據スルコト

二 道路ヲ占用シテ爲ス工作物ノ建設其ノ他ノモノニ付テハ電柱建設ノ要項ヲ準用スルコト

三 道路ノ地下使用ニ關スル件

イ 地下工作物埋設ノ爲道路ヲ占用スル場合ニ於テハ別紙要項ニ準

據スルコト

ロ 既設地下工作物ノ整理ハ左ニ掲タル場合ニハ別紙要項ヲ適用シ

(一) 其ノ場合ニ於テハ相當ノ時期ニ於テ之ヲ施行セシムルコト

(二) 其ノ改設又ハ天下水新設等ノ際ニ於テ多額ノ經費ヲ要セ

治
續

スシテ施行シ得ル場合

電線路建設其ノ他ニ關スル要項

第一 線路ノ測量

一 線路ノ測量ヲ爲サムトスルトキハ相當日數前其ノ區間及期日

ヲ關係地方長官ニ通知シテ官吏、吏員ノ現場立會ヲ求ムルコト

地方長官其ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ道路管理者ニ通知スルコト

二 前項ノ官吏吏員立會ヲ爲サルトキハ便宜工事擔當官限り測量ヲ行ヒ其ノ旨ヲ通知スルコト

三 前二項ニ依リ測量シタル後關係地方長官ヨリ要求アリタルトキハ必要ニシ現場ニ就キ説明シ若支障アルトキハ速ニ測量換

ナ爲スコト
四 建柱位置(支柱支線)_(ナ含ム)ヲ定メタルトキハ其ノ位置ヲ標識シ置ク

コト

第二 線路ノ建設

甲 架空線路

一 電柱_(支柱支線)建設ノ際ハ着手前工事擔當官ヨリ直接關係地

方長官ニ通知スルコト

二 電柱建設ノ際ハ一般交通ニ最モ支障尠ナカラシムルコト
_(ナ含ム)

三 道路ヲ占用シテ電柱ヲ建設スル場合ニ於テ相當法敷_(側溝法除)

ク) 在ルトキハ之ヲ利用シ相當法敷ナキ場合ニ於テノミ路端ニ

之ヲ建設スルコト

四 前項ノ場合ニ於テハ電柱ハ道路ノ同一側ニ之ヲ建設シ其ノ電柱ノ對側ニ電柱郵便函其ノ他ノ建設物アルトキハ可成五間以上錯立セシムルコト

五 道路ノ曲角ニハ電柱ヲ建設セサルコト已ムチ得シテ道路ノ曲角ニ電柱ヲ建設スル場合ニ於テハ特ニ注意シテ其ノ占用面積ヲ少クシ交通ノ支障ヲ最モ少ナカラシムルコト

六 電線路ハ道路面ヨリ十五尺以上ノ高サヲ保タシムルコト特別ノ事由アル場合ニ於テハ引込線ニ限り交通ニ支障ナキ程度ニ於テ其ノ高サヲ低減スルコト得ルコト

七 道路ニ建設スル電柱ノ脚釘ハ通行者ニ危険ナカラシムル爲地

上六尺以下ノ部分ニハ之ヲ取附ケサルコト

八 電柱建設ノ爲道路ヲ掘鑿シタルトキハ地下線ノ埋設ニ準シ相當措置スルコト

乙 地下線路

一 地下線路ノ工事ノ施行ニ付テハ一般交通ニ最モ支障渺ナカラシムルコト

二 地下線路ハ一旦埋設シタルトキハ屢掘鑿スルカ如キコトナキ様長期ノ計畫ヲ定メ施工スルコト

三 地下線路ハ幅員狭キ道路ヲ避ケルコト

四 地下線路ヲ架空線路トノ連絡用鐵管ハ交通ノ妨害トナラサル

様成ルヘク電柱ノ道路ニ向ハサル側ニ設備スルコト

五 地下線路ヲ橋梁ニ架設シタル場合ニ於テ其ノ橋梁ノ改築又ハ修繕ノ爲地下線路ノ移轉ヲ要スルトキハ其ノ工事及費用ニ付テハ道路管理者豫メ當該官廳ト協議スルコト

六 地下線ノ埋設ニ付テハ左記各號ニ依ルコト

(イ) 道路ノ掘鑿ハ作業上支障ナキ限り可成其ノ範圍ヲ狹少ナラシメ且同時ニ長區間ニ亘り施工セサルコト、シ尙其ノ工事ハ成ルヘク之ヲ敏速ナラシムルコト

(ロ) 道路ヲ横斷シテ掘鑿スル場合ハ一側ノ掘鑿ヲ終リ之ニ完全ナル棧橋ヲ架設シタル後他側ノ掘鑿ヲ爲スコト但シ二部ニ分ニ施工シ能ハサルトキハ夜間交通杜絶シタル後ニ於テシ日出前迄ニ棧橋ヲ架設スルコト

(ハ) 人家ノ軒先ニ接近シテ道路ヲ掘鑿スル場合ハ居住者ノ出入ヲ妨ケサル様棧橋ヲ架設スルコト

(ニ) 掘鑿土砂ハ交通ニ支障ナキ場所ニ搬出シ掘坑附近ニハ成ルヘク之ヲ堆積シ置カサルコト

(ホ) 掘坑ノ周圍ハ勿論掘鑿土砂又ハ工事用物品ヲ置キタル箇所ニハ通行人ニ危険ヲ及ホサム様柵其ノ他ノ設備ヲ爲シ且

夜間ハ注意燈ヲ點スルコト

(ト) 道路埋戻ノ際ハ舊道路ノ構造ト同等以上ニ復舊スルコト

但シ鋪装未開達地以テ鋪装セル道路ノ路面工事ハ占用者ノ負擔ニ於テ道路管理者之ヲ施工スルコト

第三 線路ノ移轉

一 道路管理者ヨリ線路移轉ノ請求アリタルトキハ占用者ハ遲滞ナク其ノ工事設計及豫算ヲ提示シ工事施行ノ請求アリタルトキハ速ニ工事ヲ施工スルコト

二 道路改築ノ爲電信線路電話線路移轉ノ必要ヲ生スヘキ部分ニ付テハ道路管理者豫メ當該官廳ト協議スルコト

第四 損害補償

一 工事又ハ通信ノ支障ト爲ルヘキ道路ニ關スル工作物、竹木等ノ移轉伐採等ヲ要スルトキハ道路管理者ニ照會シタル上相當處理スルコト

二 前號ノ竹木ノ伐採ヲ爲ストキハ道路管理者ノ立會ヲ求ムルコト

三 前二號ニ依ル損害ノ補償金額ハ協議ノ上之ヲ定ムルコト

第五 現存線路ノ整理

一 現在道路ヲ占用セル電柱ニシテ前各號ニ適合セサルモノハ漸次前各號ニ依ルコト、シ殊ニ建替ノ際ハ可成之ヲ實行スルコト

地下工作物施設要項

一 本要項ニ於テ地下工作物ト稱スルハ道路面下ニ築造、埋設ス

治 繢

ル郵便、電信、電話、電氣信號、鐵道、電氣又ハ電氣鐵道用ノ地下線路、上水、下水、瓦斯其ノ他液體氣體ノ輸送管路茲交通運輸用ノ地下道ノ類ヲ謂フ

二 本要項ニ於テ本線ト稱スルハ起點ヨリ支線ノ分歧點ニ至ルノ線路（管路ヲ含ム）ヲ謂ヒ支線ト稱スルハ本線ヨリ引込線ノ分歧點ニ至ル間ノ線路ヲ謂ヒ引込線ト稱スルハ支線ヨリ分歧シ需用場ニ至ル間ノ線路ヲ謂フ

三 本要項ハ道路ノ幅員三間未滿ニシテ本要項ニ據リ難キ場合ニハ之ヲ適用セス

四 本線ハ車道ニ支線ハ歩道ニ築設スヘシ歩車道ノ區別ナキ道路ハ幅員ノ中央三分ノ二ヲ車道兩側各六分ノ一ヲ歩道ト看做ス

五 幅員六間未滿ノ道路又ハ工事上已ムチ得サル場合ハ前項ノ規定三依ラサルコトヲ得

六 瓦斯管路ノ本線ト各種電氣用ノ本線トハ道路ノ同一側ニ築設スヘカラス

七 下水道ノ本線ハ道路ノ中央ニ上水道又ハ液體氣體輸送用ノ本線ハ已ムチ得サル場合ヲ除クノ外瓦斯管路ノ本線ト同一側ニ築設スヘシ

八 引込線ハ本線ヨリ分岐スヘカラス

九 幅員六間未滿ノ道路ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得幅員六間以上ノ道路ト雖上水道下水道ノ引込線ハ亦前項ノ規

定ニ依ラサルコトヲ得

十 交通運輸用ノ地下道ノ築設ニ付テハ上部ニ他ノ地下工作物ヲ
築造又ハ埋設スルノ餘地ヲ存スヘシ但シ起業者ニ於テ既設地下
工作物ヲ整理シ且横斷地下工作物ニ對シ相當ノ設備ヲ爲ス場合
ハ此ノ限ニ在ラス

十一 前項以外ノ地下工作物ノ頂部ト道路面トノ距離ハ左ノ制限

ニ依ルコトヲ要ス

(一) 下水道本線 十尺以上但シ工事上又ハ土地ノ狀況ニ依リ
已ムヲ得サル場合ニ限リ三尺迄短縮スルコトヲ得

(二) 其ノ他ノ本線 四尺以上但シ工事上已ムヲ得サル場合ニ
限リ二尺迄短縮スルコトヲ得

十二 地下工作物ハ堅牢ニシテ耐久力ヲ有スルモノナルコトヲ要

十三 地下工作物ノ耐力ハ道路構造令、街路構造令ニ規定スル橋

梁ノ耐力ニ相當スルコトヲ要ス

十四 地下工作物相互間又ハ地下工作物ト地上建設物トノ距離ハ
作業上竝保安上支障ヲ來ササル限り之ヲ接近セシムヘシ

十五 實施方針

(一) 既設地下工作物ニ妨ケラレ本要項ヲ適用スルコト能ハサ
ル場合ハ本要項ノ精神ニ從ヒ施行セシムルコト
(二) 幅員六間以上ヲ道路ニ築設スル地下工作物ニシテ需用場

所ニ配給スルモノハ支線ヲ築設セシムルコト

(三) 支線路本要項第四ニ依リ歩道ニ築設シ難キ場合ニ於テ
ハ之ニ準スヘキ場所ヲ選ハシムルコト

(四) 支線路(電信線電話線及
下水線路ヲ除ク)ハ保安上支障ナキ限り可成共同
溝ト爲サシムルコト

(五) 支線路(下水線路ヲ除ク)ノ構造ハ溝形式トシ土管「コンクリート」
又ハ煉瓦等ヲ以テ構成シ蓋ハ鐵、石又ハ「コンクリート」
等ノモノヲ用キ之ヲ道路面ト高低ナカラシメ必要アル場合ニ
隨時開閉シ得ルノ設備ト爲サシムルコト

(六) 共同溝内ニハ各種線路相互ノ錯綜ヲ防クヘキ區割ヲ設ケ
シムルコト

(理由) 道路上ニ敷設スル軌道ニ關スル件

一 軌道ハ一般運輸交通ノ便ニ供スル道路ノ補助機關ニシテ事業
所ハ共同溝築設ノ際豫メ引込管ヲ分歧シ置キ必要ニ應シ作業
シ得ルノ設備ヲ爲サシムルコト
(理由) 道路上ニ敷設スル軌道ニ關スル件

響ナ及本不樂く所謂アヘシ故ニ軌道特許處分ト道路法トノ調和
ヲ保タシムルノ必要アルカ爲主務大臣特許ノ處分ナ爲スニ當リ
テハ豫メ道路管理者ノ意見ヲ徵スルヲ至當トスヘク更ニ軌道敷
設ノ爲道路ノ新設改築ヲ要スル場合ニ於テハ將來ノ道路維持ノ
費用等ニ關係スル所鮮少ナラサルヲ以テ道路管理者其ノ意見ヲ
定ムルニ當リテハ當該公共團體ノ意見ヲ參酌スルノ必要アルヘ
シ

一 軌道ノ敷設工事ハ道路工事ト密接ノ關係ナ有スルモノ少カラ
サルカ故ニ所管官廳ニ於テ軌道敷設ノ工事方法ヲ認可スルニ當
リテハ道路工事ニ關係ナ有スベキ部分ニ限り道路管理者ノ意見
ヲ徵スノ必要アルヘシ
一 軌道ノ敷設工事ニ起業者自己ノ負擔ニ於テ自ラ之ヲ執行スル
ヲ原則トスト雖其ノ工事ニシテ道路ノ新設改築ヲ要スルモノニ
在リテハ交通上技術上其ノ他特別ノ事由ニ依リ道路管理者起業
者ノ認可ヲ受ケタル工事方法ニ依リ起業者ノ負擔ニ於テ其ノ工
事ノ一部又ハ全部ヲ執行スルナ得策トスル場合尠カラス依リテ
此ノ如キ場合ニ應スルノ途ニ設ケルノ必要アルヘシ
一 軌道ヲ敷設スル道路ノ維持修繕ハ軌道ヲ敷設シタル部分ニ限
リ起業者自己ノ負擔ニ於テ自ラ之ヲ執行スルノ原則トスト雖場
合ニ依リ此等ノ部分モ亦他ノ部分ト合セ道路管理者ニ於テ之ナ
執行スルナ得策トスル場合専カラス斯ケノ如キ必要アル場合ニ

於テハ地方長官ノ認ムル所ニ依リ道路管理者總テ之ヲ執行スル
ノ途ニ設ケルノ必要アルヘシ

一 軌道ノ敷設ハ道路法ニ所謂道路ノ占用ニシテ起業者ハ其ノ道
路ノ占用ニ依リ相當利益ヲ受クルカ故ニ道路管理者道路法ニ依
リ占用料ヲ徵收シ得ルハ勿論ナリト雖軌道ハ他ノ事業ト異リ道
路ノ補助機關タルノミナラス又軌道ノ敷設ニ伴ヒ多クノ場合ニ
於テ相當道路新設改築費ヲ負擔セルヲ以テ此ノ如キ場合ニ於テ
ハ軌道ノ敷設ニ對シ占用料ヲ徵收スルハ妥當ナリト言フヘカラ
サルモ起業者之ヲ負擔セサル場合ニ於テ占用料ヲ徵收スルハ敢
テ不當ナリト言フヘカラサルヘシ然レトモ此ノ場合ニ於テモ占
用料ヲ徵收スルカ爲軌道營業成立ノ基礎ナ危ケスル如キコトア
ラハ却ツテ交通上支障ナ生スルニ至ルヘキヲ以テ其ノ徵否ニ就
キテハ十分此等ノ點ナ考慮スルノ必要アルヘシ既ニ道路法ニ依
リ軌道ノ敷設ニ對シ占用料ヲ徵收ヲ認ムル以上ハ軌道敷設ノ爲
道路ノ占用スルヲ理由トシテ報償契約ヲ締結スルハ道路法規定
ノ精神ニ反スルモノト謂フヘク道路管理者ハ勿論道路費用ヲ負
擔スル公共團體ニ對シテモ此種契約ノ締結ハ之ヲ認容スヘキモ
ニ非サルヘシ軌道敷設以外ノ道路占用ニ就テモ亦同様ナリ

ル力爲又、既設工作物等ノ存スルカ爲其ノ最小限度ノ要求スラ
之ヲ満タスコトヲ得サル現況ナルヲ以テ其ノ幅員ノ全部ハ常ニ
注意シテ之ヲ有効ナラシムルノ必要アルニ依リ道路上ニ工作物
ヲ建設スルコトハ努メテ之ヲ避ケシムヘク電信、電話ハ勿論電
燈、電力線路ノ如キモ可成之ヲ地下式ニ改メ以テ此ノ目的ニ副
ハシムルノ方針ヲ執ルヲ可トスヘシ

一 世運ノ進歩ニ伴ヒ電信、電話、電燈又ハ電力用ノ線路漸次増

加シ來リテ道路上ニ建設スル電柱ハ動モスレハ交通上支障ヲ生
スルノ虞ナシトセ是レ事業者カ各別ニ電柱ヲ建設スル結果ニ
外ナラサルカ故ニ事業ノ官民ヲ問ハス技術上、保安上並經濟上
許容シ得ヘキ範囲ニ於テ相互添架ノ方法ヲ講シ以テ可成道路上
ニ建設スル電柱ノ數ヲ渺カラシメ道路有効幅員ヲ保持スルノ必
要アルヘシ

一 道路上ニ電柱ヲ建設スル場合ニ於ケル處理ノ方針ヲ決定スル

ハ事業施行上並事務處理上利便渺カラサルカ故ニ豫メ之ニ關ス
ル要項ヲ定メ線路測量ノ場合ニ於ケル地方官吏ノ現場立會、架
地下線路敷設ノ場合ニ於ケル工事設計ノ標準、道路幅員ノ制限、
空線路建設ノ場合ニ於ケル建柱ノ位置、建設ノ方法電線路ノ高

ル準則ヲ設ケ將來道路上ニ電柱ヲ建設スル場合ニ於テハ總テ之ニ據
ニ據ラシムルノ必要アルヘシ而シテ現ニ道路上ニ存スル電柱ハ
ニ據ラシムルノ必要アルヘシ而シテ現ニ道路上ニ存スル電柱ハ

今俄ニ右要項ニ準據シテ之ヲ整理スルコトハ困難ナルヲ以テ其
ノ機會アル毎ニ漸次之ニ依ラシムルヲ適當トスヘシ
一 道路ヲ占用シ建設セル其ノ他ノ工作物ニ付テモ大體ニ於テ電
柱建設ニ關スル要項ニ依リ之ヲ處理セシムルヲ可トスヘシ

道路ノ地下使用ニ關スル件

一 電柱其ノ他ノ工作物ヲ道路上ニ建設スルコトヲ避ケルカ爲道
路地下ノ使用ヲ認ムルハ路幅保持上極メテ必要ノ事項ナリト雖
此ノ場合ニ於テ一定ノ方針ニ準據シ之ヲ處理スルニ非シハ爲ニ

濫掘ノ弊ヲ生シ道路交通竝其ノ保全ニ渺カラサル支障ヲ生スヘ
キノミナラス地下工作物自體ノ施設上竝保持上不利渺カラサル
カ故ニ豫メ道路地下占用ニ關スル要項ヲ定メ各種地下工作物線
路ノ關係位置本線支線埋設ノ位置引込線ノ分歧方法、工作物ノ
埋設深度其ノ構造竝耐力ノ標準等ヲ示シ尙其ノ實施方針ニ關ス
ル準則ヲ設ケ將來道路地下ヲ占用スル場合ニ於テハ總テ之ニ據
ラシムル必要アルヘシ

一 現ニ道路地下ニ埋設セル工作物ヲ右要項ニ依リ整理スルトキ

ハ極メテ巨額ノ費用ヲ要シ直ニ之ヲ實行スルハ困難ナルカ故ニ
其ノ變更工事ノ容易ナルトキ其ノ改設ヲ爲ストキ又ハ大下水ノ
新設ヲ爲ストキ等ニ於テ比較的多額ノ経費ヲ要セシムシテ之ヲ施
行シ得ヘキ場合ニ於テハ可成ニ據リテ整理セシムルコトシ
其ノ他ノ場合ニ於テハ相當ノ時期遅於テ之ヲ整理セシムルコト

穩當トスヘシ

〔註九〕

建議 建

方今民福ノ増進ヲ目的トスル公共的施設甚多シト雖汎ク一般ニ亘リテ其ノ利用ニ供セラルモノ道路ノ如キハ他ニ多ク其ノ比チ見サルナリ歐米ノ先進國カ夙ニ意ヲ道路ノ改善整備ニ致シ孜々トシテ其ノ及ハサルヲ是レ怕ルモノ實ニ道路施設ノ良否カ直ニ國民ノ生活上ニ反映シ國運ノ隆替ニ影響スル所大ナルモノアルニ由ラズムハアラス然ルニ我國道路ノ現狀ニ觀ルニ主要道路ト雖モ尙新式交通用具ノ使用ニ堪ヘサルモノ多ク其ノ他ノ道路ニ至リテハ舊態依然トシテ甚シク世運ノ進展ニ伴ハススクノ如クニシテ推移セハ國民ノ損失真ニ計リ知ルヘカラサルモノアラン幸ニ今回國道並府縣道以下道路ノ改善ニ關シ本會議ニ諮問セラル所アリ各般ノ事情ヲ考慮シ慎重審議ノ結果茲ニ別紙ノ成案ヲ得タルヲ以テ政府ハ其ノ趣旨ヲ容レ速ニ道路改善ノ計畫ヲ決定シ其ノ實績ヲ擧ケラレントヲ望ム

大正八年十一月七日

道路會議

議長 床 次 竹 二 郎

内務大臣 床次竹二郎殿

治 緒

結 論

斯くして第一次道路會議とも稱すべき以上の會議は、炎熱焼くが如き八年八月二十二日に初まり秋風浸むる同年十一月七日に至る四ヶ月を閱し、委員會を開くこと三十回に及んだが、政府は本會議に於ける議決の主旨に依り原案を修正すべき事項に付ては其の意見を容れ勅令又は内務省令として公布し、道路法は愈々其の内容を整へて實施せられたのである。又答申したる道路改善及使用に關しては或は政策として採用し、或は法律に規定して其の趣旨に副ふところあつた、此間に於ける政府當局及各議員は炎暑の苦を顧みず晝夜の別なく審議に力め其の努力と熱心とを以て漸く我國路政の根幹たるべき事項を決定したのであつて筆者は茲に是等關係者に對し深甚の敬意を表するのである。

尙道路改善の建議に付ては政府は、左記の如く其の改良計畫を樹立したのである。

道路改良計畫の概要

道路會議は如上の如く各種の諸間に答申すると共に、更に進んで

道路改善の計畫を決定せむことを建議したるを以て、政府は此の意見を容れ道路改良計畫を樹立し、道路公債法を制定して大正九年度以降三十年間に、専ら公債に倚り國費貳億八千貳百八拾萬圓を以て、國道約二千里、軍事國道約七十里、特殊の事由ある府縣道約四百里及六大都市の街路の改良を完成することゝした。今之が内容を細別すれば左の如くである。

一 金壹億六千六百八萬四千圓

國道改良費補助

道路法第十條第一號ニ該當スル國道約二千里中本計畫ニ依リ改修スルモノノ道路延長千七百七十五里橋梁延長約三十六里ニシテ其ノ工事費ノ二分一ヲ補助シ隧道又ハ大橋梁等多額ノ工費ヲ要スルモノニ對シテハ工費ノ三分二ヲ補助スルモノトス

改修ノ標準左ノ如シ

1 道路幅員ハ平均五間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

2 坡路ハ平地ニアリテハ二十五分一山地ニアリテハ十五分一

3 隧道ハ幅員三間半高十五尺ヲ標準トシ改修スルモノトス

4 橋梁架換ノ一ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員平均四間ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

5 橋梁架換ノ二ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員十八尺ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

6 橋梁架換ノ三ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員二十尺ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

7 渡船箇所ノ架橋及貨取橋ノ架換ハ橋梁架換二ノ例ニ倣フルモノトス

8 橋梁架換ノ一ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員平均五間ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

9 橋梁架換ノ二ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員二十尺ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

10 橋梁架換ノ三ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員四十尺ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

11 橋梁架換ノ四ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員五十尺ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

12 橋梁架換ノ五ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員六十尺ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

13 橋梁架換ノ六ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員七十尺ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

14 橋梁架換ノ七ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員八十尺ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

15 橋梁架換ノ八ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員九十尺ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

16 橋梁架換ノ九ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員一百尺ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

17 橋梁架換ノ十ハ鋼材其ノ他ノ耐久材料ヲ以テ幅員一百二十尺ヲ具フルモノニ架換フルモノトス

6 橋道ハ幅員平均三間ヲ有スルモノトシテ橋梁架換ニ準シ架換フルモノトス

7 渡船箇所ノ架橋及貨取橋ノ架換ハ橋梁架換二ノ例ニ倣フルモノトス

8 橋道ハ幅員平均二間ヲ有スルモノトシテ橋梁架換ニ準シ架換フルモノトス

9 橋道ハ幅員平均三間ヲ有スルモノトシテ橋梁架換ニ準シ架換フルモノトス

10 橋道ハ幅員平均四間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

11 橋道ハ幅員平均五間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

12 橋道ハ幅員平均六間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

13 橋道ハ幅員平均七間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

14 橋道ハ幅員平均八間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

15 橋道ハ幅員平均九間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

16 橋道ハ幅員平均十間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

17 橋道ハ幅員平均十一間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

18 橋道ハ幅員平均十二間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

19 橋道ハ幅員平均十三間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

20 橋道ハ幅員平均十四間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

21 橋道ハ幅員平均十五間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

22 橋道ハ幅員平均十六間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

23 橋道ハ幅員平均十七間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

24 橋道ハ幅員平均十八間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

25 橋道ハ幅員平均十九間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

26 橋道ハ幅員平均二十間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

27 橋道ハ幅員平均二十一間ヲ標準トシ擴築又ハ改築スルモノトス

一 金六百八拾萬圓

國道改良費

道路法第十條第二號ニ該當スル主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道七十二里ヲ左記標準ニ依リ改修スルモノトス

一 金七百萬圓

府縣道改良費

軍事上其ノ他特殊ノ事由ニ依リ國家的見地ニ基キ其ノ新設改築ヲ必要トスル主要府縣道約四百里ニ對シテ其ノ工費ノ三分一ヲ補助シ隧道又ハ大橋梁等多額ノ工費ヲ要スルモノニ對シテハ工

費ノ二分一ヲ補助スルモノトス

改修ノ標準ハ前記ノ主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道ニ準スル

モノトス

一金八千九百參拾萬圓

街路改良費補助

東京、大阪、京都、横濱、神戸、名古屋各都市ノ街路改良費ニ
對シ工事費ノ三分一ヲ補助スルモノトス
ルカ爲土木試験ニ要スル經費ヲ支出スルモノトス

一金參百六拾壹萬六千圓

事務費

追記

第一次道路會議は以上の如く道路法實施に必要なる勅令
案以下の各種の命令案の諮問に應へ、全國道路網の基本た
るべき國道路線の認定案及道路の改善又は道路の使用に關
する極めて剣切なる答申を爲したが、道路法實施後と雖引
續き道路會議は設置され道路取締令、軍事國道路線の認定、
道路費國庫補助規程、道路改良費補助の内規等の成立に關
し重要な諮問機關として其の機能を發揮すると共に將來
益々道路改良の機運を誘導すべき機能を期待したのであつ
たが、清浦内閣は大正十三年四月十八日勅令第九十號を以
て之を廢止した。

道路改良費年額割左ノ如シ

道路改良費年額割（國費）

年 度	總額		國道改良費補助		改良費		府縣道改街路改良費補助		國道改良費補助		事務費	
	國道改 良費	補助	國道	改良費	府縣道改 街路改良費	補助	國道	改良費	府縣道改 街路改良費	補助	國道	改良費
九	二千圓		二千圓	一千圓	一千圓	一	九〇〇	一千圓	一千圓	三	三	三
八	二、五〇〇		二、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一	一四〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一	一	一
七	二、三〇〇		二、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一	一三〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一	一	一
六	二、一〇〇		二、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一二〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一	一	一
五	一、九〇〇		一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一	一一〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
四	一、七〇〇		一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一	一〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一	一	一
三	一、五〇〇		一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一	九〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
二	一、三〇〇		一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一	八〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一	一	一
一	一、一〇〇		一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	七〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一	一	一
零	一〇〇		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	六〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
合 計	一〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇	五、七〇〇	五、七〇〇	三	三一七〇	三、一七〇	三、一七〇	二	二	二
	各年度ノ額ハ十三年度ノ額ニ同シ		各年度ノ額ハ三十年度ノ額ニ同シ	各年度ノ額ハ二十五年度ノ額ニ同シ	各年度ノ額ハ二十五年度ノ額ニ同シ	各年度ノ額ハ二十年度ノ額ニ同シ						
	一〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇	五、七〇〇	五、七〇〇	三	三一七〇	三、一七〇	三、一七〇	二	二	二
	五、七〇〇		五、七〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	一	一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
	五、七〇〇		五、七〇〇	二、二〇	二、二〇	一	一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
	二、二〇		二、二〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	九〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
	一、一〇〇		一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
	八、八〇〇		八、八〇〇	五、七〇〇	五、七〇〇	三	三〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
	五、七〇〇		五、七〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	一	二〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
	三、三〇〇		三、三〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
	一、一〇〇		一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
	六、八〇〇		六、八〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	四	四	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
	三、三〇〇		三、三〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二	二	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一
	一、一〇〇		一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一

◎編者曰く、本表は追記の前へ入るべきものなるも、表の分割を防ぐ爲茲に掲げたり。